規　　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款を施行するために必要な大綱を定めることを目的とする。

（表象）

第２条　本連盟の表象は、次のとおりとする。

第２章　地方本部

（地方本部の名称）

第３条　地方本部の名称は、次のとおりとする。

(1)　関東地方本部
(2)　東海地方本部
(3)　関西地方本部
(4)　中国地方本部
(5)　四国地方本部
(6)　九州地方本部
(7)　東北地方本部
(8)　北海道地方本部
(9)　北陸地方本部
(10)　信越地方本部

（地方本部の構成）

第４条　地方本部は、地方本部内の支部をもって構成する。

第３章　支部

（支部の名称）

第５条　支部の名称は、原則として各都道府県名を付した支部の名称とする。

（支部の構成）

第６条　支部は、支部の存する都道府県内に住所を有する定款第 6 条第 1 号から第 4 号までに該当する会員をもって構成する。

２　支部の設置及び統廃合は、理事会において決める。

第４章　会員

（正員、社団会員、家族会員及び准員の入会手続き）

第７条　正員、社団会員、家族会員及び准員の入会申込みは、理事会の決議を経て別に定める様式の入会申込書に入会金（家族会員を除く。）及び会費を添えて、事務局に提出するものとする。

２　入会申込書には、次に掲げる事項を記載するものとし、これらの事項を会員台帳に登録する。なお、会員台帳には、登録事項に変更があった場合の登録変更年月日を付記する。

(1) 氏名（社団会員の場合は、名称及び代表者の氏名とする。）

(2) 生年月日（社団会員の場合は、代表者のものとする。）

(3) 住所（郵便局の私書箱あてのものは住所として取扱わない。なお、社団会員の場合は、事務所の所在地とする。）

(4) 電話番号

(5) E-mail アドレス

(6) 会員の種別

(7) 会費の納入期間

(8) 入会年月日（登録年月日とする。）

(9) アマチュア局の呼出符号（正員、社団会員又は家族会員に限る。）

(10) アマチュア局の免許の有効期間

３　連盟は、第１項の規定による入会申込があった場合は、審査のうえ、入会が認められた者には、毎月７日に会員台帳に登録し、会員証を発行して本人にその旨を通知する。

４　准員である場合には、准員ナンバーを指定し、准員ナンバーを会員台帳に登録する。

５　連盟は、入会が認められなかった者には、その旨を通知するとともに、入会にかかる入会金及び会費を返却する。

（賛助会員の入会手続き）

第８条　賛助会員の入会申込は、別に定める様式に賛助会費の口数を記入した入会申込書に、口数に応じた年会費を添えて事務局に提出するものとする。

２　連盟は、前項の規定による入会申込があった場合は、審査のうえ、承認されたときは、その旨を通知する。

３　連盟は、入会が認められなかった者には、その旨を通知するとともに、入会申込書に添えられた会費を返却する。

（氏名、住所等の変更）

第９条　会員は、会員台帳に登録されている氏名、住所、呼出符号等に変更を生じた場合には、別に定める様式により、速やかに連盟に届出なければならない。

２　連盟は、前項の届出がなされた場合には、速やかに会員台帳を修正する。

３　第１項の変更が会員の種別である場合には、新たな会員証を発行するものとする。

（会員台帳の閲覧）

第10条　会員台帳は、連盟事務局に備え付ける。

２　会員は、連盟に申し出て、前項の会員台帳に記載された自己に係るものを閲覧すること

ができる。

（個人情報の保護）

第 11 条　連盟は、連盟が定める個人情報保護法関連規定（一般社団法人日本アマチュア無線連盟のセキュリティポリシー）に従い、会員台帳に登録した個人情報の保護を図らなければならない。

（入会金）

第 12 条　定款第 9 条第 1 項に定める入会金は、1,000 円とする。ただし、入会促進のために理事会が必要であると認める場合には、期間を限定して入会金を減免することができる。

（会費）

第 13 条　正員、社団会員、家族会員及び准員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正員及び准員（第 4 号に規定する者を除く。）　年額　7,200 円
(2) 社団会員　年額 10,800 円
(3) 家族会員　年額　3,600 円
(4) 外国に住所を有する正員及び准員　年額　9,000 円

２　会費は、年額単位で納入するものとする。ただし、特に理事会が承認した場合は、これによらないで納入することができる。

３　第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が、一度に 3 年分の会費を前納する場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる者　20,400 円
(2) 第 1 項第 2 号に掲げる者　30,600 円

４　賛助会員の納入する賛助会費の金額は、1 口につき年額 10,000 円とする。

（退会の手続き）

第 14 条　会員が退会するときには、別に定める様式によって事務局に届け出なければならない。

（免許の取消し等の届出）

第 15 条　会員は、電波法第 76 条第 3 項の規定による無線局の免許の取消しを受けた場合又は同法第 79 条第 1 項の規定による無線従事者の免許の取消しを受けた場合には、速やかにその旨を連盟に届け出なければならない。

（交信証及び受信証の転送）

第 16 条　正員、社団会員及び家族会員は、会員台帳に登録されている呼出符号の交信証及び受信証の転送サービスを受けることができる。

２　准員は、会員台帳に登録されている准員ナンバーの受信証の転送サービスを受けることができる。

３　第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、会員台帳に登録されている呼出符号又は准員ナンバー以外の呼出符号の交信証若しくは准員ナンバーの受信証の転送サービスを受けようとする場合には、別に定める手数料を添えて連盟に申し出るものとする。

（会員名簿からの削除）

第 17 条　会員が退会し、又は除名されたときには、会員台帳から削除する。

（郵便物等の送付先）

第 18 条　連盟の会員に対する通知、交信証及び受信証の転送、機関紙の送付は、会員台帳に記載された住所に対して行う。

第５章　選挙

（選挙）

第 19 条　連盟の行う選挙は、次のとおりとする。

(1) 定款第 18 条第 2 項に規定する社員を選出する選挙

(2) 第 26 条第 1 項に規定する理事の候補者を選出する選挙

(3) 第 36 条第 1 項第 1 号に規定する地方本部長を選出する選挙

（選挙の方法及び定数）

第 20 条　前条第 1 号に規定する社員を選出する選挙のうち 84 人は、地方本部区域毎に次のとおり正員の中から正員の選挙により選出する。

(1)　関東　　20 人

(2)　東海　　12 人

(3)　関西　　12 人

(4)　中国　　 8 人

(5)　四国　　 4 人

(6)　九州　　 8 人

(7)　東北　　 8 人

(8)　北海道　 4 人

(9)　北陸　　 4 人

(10) 信越　　 4 人

２　前項に規定するもののほか、支部区域毎に社員 1 人を正員の中から正員の選挙により選出する。

３　前条第 2 号に規定する理事の候補者を選出する選挙は、全国から 5 人を正員の中から正員の選挙により選出する。

４　前条第 3 号に規定する地方本部長を選出する選挙は、地方本部区域毎に 1 人を正員の中から正員の選挙により選出する。

（選挙権）

第 21 条　選挙権は、選挙告示のあった翌月 7 日現在の会員台帳に登録され、かつ、会費を納入している正員である者が有し、呼出符号を 2 以上登録している場合であっても 1 人 1 個とする。

（被選挙権）

第 22 条　被選挙権は、次のとおりとする。

(1) 第 19 条第 1 号の社員を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の 7 日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア　引き続き3年以上の正員歴を有する者であること
イ　第20条第1項又は第2項に規定する選出されることとなる当該地方本部区域内又は支部区域内に住所を有する者であること
(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。
ア　引き続き3年以上の正員歴を有する者であること
イ　日本国内に住所を有する者であること
ウ　別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること
(3) 第19条第3号の地方本部長を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。
ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること
イ 当該地方本部区域内に住所を有する者であること
ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること
２　次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。
(1) 正員以外の会員
(2) 日本の国籍を有しない者
(3) 未成年者
(4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者
（立候補者の推薦）
第23条　第19条第1号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3人以上の正員の推薦がなければならない。
２　第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者及び第19条第3号の地方本部長を選出する選挙に立候補しようとする者は、10人以上の正員の推薦がなければならない。
（選挙管理会）
第24条　選挙に関する事務を管理するため選挙管理会を置く。
２　選挙管理会の組織並びに選挙及び異議の申立ての手続きについては、理事会の決議を経て別に定める。
第25条　選挙管理会の構成員は、連盟の選挙に立候補すること及び第23条に規定する立候補者の推薦をすることはできない。

第６章　役員

（役員の選出）
第26条　定款第21条第2項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域内から正員による選挙によって選ばれた者及び地方本部長を選出する選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員2名を超えない範囲で理

事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。

２　定款第 21 条第 2 項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員 2 名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。

（役員候補者の推薦基準）

第 27 条　前条第 1 項ただし書及び前条第２項に規定する理事会において推薦する理事及び監事の候補者の推薦基準は、次のいずれかとする。

(1) 正員であって、専門分野における学識経験を有し、連盟の業務執行上適当である者

(2) 事務局の管理者であって、連盟の運営上適当である者

（役員が欠けた場合の措置）

第 28 条　第 26 条第 1 項本文の規定により社員総会で議決を経て理事になった者に欠員を生じた場合であって、同項の選挙において次点の者がいた場合には当該次点者を候補者とし、次点の者がいない場合には新たに選挙を実施して理事の候補者を選出して、社員総会において理事の選任の決議を行うものとする。ただし、理事会が欠員となった理事の任期の残存期間を勘案して特に決議したときは、欠員を補充しないことができる。

２　第 26 条第 1 項ただし書の規定により理事会で推薦を受けて社員総会の議決を経て理事となった者又は同条第 2 項の規定により理事会で推薦を受けて社員総会の議決を経て監事になった者に欠員が生じた場合には、理事会において理事又は監事の候補者を選出し社員総会の議決を経て選任する。ただし、理事会が欠員となった理事又は監事の任期の残存期間を勘案して特に決議したときは、欠員を補充しないことができる。

第７章　社員総会

（臨時社員総会の招集請求）

第 29 条　定款第 34 条第 2 項第 2 号の規定により、議決権の 5 分の 1 以上を有する社員が社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって臨時社員総会の招集請求をする場合には、議決権の 5 分の 1 以上を有することを書面をもって明らかにしなければならない。

（議決権行使書）

第 30 条　定款第 39 条第 1 項に規定する議決権行使書の様式及び代理権を証明した委任状の様式は、理事会の決議を経て別に定める。

２　定款第 39 条第 1 項に規定する議決権行使書面は、社員総会の日時の直前の連盟の業務時間終了時（18 時 00 分）までに連盟に提出しなければならない。

（役員選任の議決方法）

第 31 条　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に議決を行う。ただし、第 20 条第 3 項に規定する理事の候補者の選挙の結果と議決権行使書面による議決権の行使の結果により、役員の選任の議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られると判断することができる場合には、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で議決をすることを社員総会に出席している社員に諮り、それに異議がないときは、役員候補者の選任議案を一括で決議することができる。

第８章　事務局

（業務の遂行）

第 32 条　事務局は、会長の指揮のもとに連盟の業務を遂行する。会長は、会長が指定する専務理事、常務理事または事務局長にその指揮を代行させることができる。

（就業規程）

第 33 条 事務局職員の就業に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章　委員会

（委員会の報告）

第 34 条　連盟が設置した委員会が設置目的である検討事項の検討を完了したときは、委員長から会長に報告書を提出するものとする。なお、年度を越えて検討を継続する場合には、各年度ごとに中間報告を行わなければならない。

（解散）

第 35 条　会長は、委員長から検討完了の報告を受けた時は、理事会に諮ってこれを解散することができる。

第 10 章　地方本部組織

（地方本部役員の構成）

第 36 条　地方本部には、次の地方本部役員を置く。

(1) 地方本部長、支部長、監査長、会計幹事及び会計監査　各 1 人

(2) 地方本部組織運営規程に定める幹事　若干人

２　地方本部役員の任期は、2 年とし、改選は地方本部長と同時期とする。ただし、再任を妨げない。

（地方本部長）

第 37 条　地方本部長は、第 20 条第 4 項の規定による地方本部区域毎に行われた地方本部長を選出する選挙で選ばれた者がその任にあたる。ただし、地方本部長に欠員が生じた場合は、会長は当該地方本部の支部長の意見を聞いて、当該地方本部区域内の正員に会長が地方本部長を委嘱することができる。

２　地方本部長は、次の職務を行う。

(1) 当該地方本部内の支部相互の連絡調整を行い、各支部を掌握し、理事会で承認された業務を行うこと

(2) 毎年 1 月末日までに地方本部の事業計画案及び収支予算案を作成して理事会に提出し、その承認を受けること

(3) 四半期ごとに専務理事（専務理事を置かないときは会長）に当該地方本部費の収支報告を行うこと

(4) 毎年 4 月 10 日までに地方本部の前年度の事業報告書及び決算報告書を作成し、理事会に提出すること

(5) 業務の円滑な遂行を図るために、前条第1項の役員を招集し、地方本部会議を開催すること
(6) その他地方本部の業務遂行に必要な事項を実施すること

（支部長）

第38条　支部長は、第20条第2項の規定による支部区域毎に実施された社員選出の選挙により社員となった者がその任にあたる。ただし、第20条第２項の規定により選出された社員がいない支部又は社員が欠けた支部（社員が欠けたことによって定款第18条第1項に規定する社員の数を下回ることとなる場合の支部を除く。）にあっては、支部区域の中の地方本部長が推薦した正員に会長が委嘱する。

２　支部長は、次の職務を行う。

(1) 支部の会員を把握し、支部の活動を推進すること
(2) 支部の会員の意見、要望の掌握に努めること
(3) 所属する地方本部の活動を支援し協力すること

（監査長）

第39条　監査長は、その区域に在住する正員の中から当該地方本部長が選任する。

２　監査長は、当該地方本部の監査指導業務を掌理する。

（会計幹事）

第40条　会計幹事は、その区域に在住する正員の中から地方本部長が選任する。

２　会計幹事は、当該地方本部の会計及び財産の管理を行う。

（会計監査）

第41条　会計監査は、その区域内に在住する正員の中から当該地方本部長の推薦により会長が委嘱する。

２　会計監査は、監事の指示のもとに、地方本部の会計及び財務の監査にあたる。

（地方本部役員会議）

第42条　地方本部長は、連盟事業の円滑な運営を図るため、必要があると認める時は第36条第1項の関係役員を招集し会議を開催することができる。

（地方本部の組織、運営）

第43条　地方本部の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章　支部組織

（支部の構成、運営等）

第44条　支部の役員の配置及びその選任並びに運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章　反社会的勢力の排除

（反社会的勢力の排除）

第45条　連盟は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その

他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）との関係を遮断し、連盟からの反社会的勢力の排除並びに連盟業務の健全な遂行を図らなくてはならない。

２　連盟は、反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針を策定し、これを遵守しなければならない。

第 13 章　雑則

（告示）

第 46 条　本連盟の告示は、連盟事務局に掲示して行う。

２　前項の告示は、告示する日の直近に発行する機関紙にも掲載するものとする。

（機関紙）

第 47 条　連盟の機関紙は、JARL NEWS とする。

２　前項の機関紙は、原則として雑誌又は電子形式により会員に配布するものとする。

（功績の表彰等）

第 48 条　本連盟の事業に功績のあった者の表彰及び本連盟の各種行事に優秀な成績を納めた者の表彰に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附　則

１　この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

２　第 1 項の設立の登記の日に次の役職についている者の取扱いは、次のとおりとし、その任期は、それぞれ任期終了時に開催される社員総会の終了の時までとする。

(1) 社団法人日本アマチュア無線連盟の理事又は監事であった者は、第 1 項の設立の登記の日において定款第 21 条第 1 項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の理事又は監事とみなす。

(2) 社団法人日本アマチュア無線連盟の会長、副会長及び専務理事の職にあった者は、第 1 項の設立の登記の日において定款第 22 条第 1 項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会長、副会長及び専務理事とみなす。

３　社団法人日本アマチュア無線連盟の地方本部長であった者は、第 1 項の設立の登記の日において第 37 条第 1 項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の地方本部長とみなす。

附　則

この規則の改正は、平成 24 年 11 月 24 日から施行する。（第 9 回理事会決定）

（改正内容）

平成 24 年 11 月 24 日　改正　第 37 条第 1 項へただし書を加える。

附　則

この規則の一部改正等は、平成 25 年 6 月 16 日開催の一般社団法人日本アマチュア無線連盟第 2 回定時社員総会終了の時から施行する。(第 2 回定時社員総会決定)

〔改正内容〕

（附則の廃止）

第１条　一般社団法人日本アマチュア無線連盟の規則（平成 23 年 11 月１日施行）の附則第 4 の項を廃止する。

（権利の一部停止）

第２条　一般社団法人日本アマチュア無線連盟の規則の附則第 4 の項の規定により、会費の納入を規則第 13 条第 1 項の規定に係らず、なお当分の間免除されている者（以下「ライフメンバー」という。）は、平成 26 年 3 月 31 日まで会費の納入を免除し、当該期間経過後は一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用を停止する。ただし、会費として一度に 20 万円を前納した者の納入の免除期間は、平成 36 年 3 月 31 日までとする。

（その他の会員の権利）

第３条　ライフメンバーには、前条に規定する期間が経過した後であっても、定款第 14 条第 2 項及び第 3 項以外の会員サービスは継続する。

（停止の解除）

第４条　第２条の規定により定款第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用を停止されたライフメンバーであって、当該停止の解除を希望するときは、規則第 13 条第 1 項の規定による会費を支払わなければならない。

（QSL 又は SWL カードの転送サービス）

第５条　ライフメンバーであって、第２条の期間経過後に QSL 又は SWL カードの転送サービスを希望する場合は、1 年間に 3,600 円を納めなければならない。

附　則

この規則の一部改正は、令和 5 年 6 月 25 日開催の一般社団法人日本アマチュア無線連盟第 12 回定時社員総会終了の時から施行する。(第 12 回定時社員総会決定)

〔改正内容〕

令和 5 年 6 月 25 日　改正 第 22 条第 2 項第 3 号

「満 20 歳に達しない者」を「未成年者」に改める

附　則

この規則の一部改正は、令和 5 年 6 月 25 日開催の一般社団法人日本アマチュア無線連盟第 12 回定時社員総会において可決された時から施行する。(第 12 回定時社員総会決定)

〔改正内容〕

第 19 条に(3)を追加する。

第 20 条第 3 項のうち、「と地方本部区域ごとに 1 人」を削除し、第 4 項を追加する。
第 22 条第 1 項(2)イのうち、「全国の区域内から選出する理事の候補者にあっては日本国内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあっては当該地方本部区域内に住所を有する者」を、「日本国内に住所を有する者」と改め、(3)を追加する。
第 23 条第 2 項のうち、「第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は」を、「第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者及び第 19 条第 3 号の地方本部長を選出する選挙に立候補しようとする者は」と改める。
第 26 条第 1 項のうち、「全国の区域又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者」を「全国の区域内から正員による選挙によって選ばれた者及び地方本部長を選出する選挙によって選ばれた者」と改める。
第 37 条第 1 項のうち、「第 20 条第 3 項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった者」を「第 20 条第 4 項の規定による地方本部区域毎に行われた地方本部長を選出する選挙で選ばれた者」と改め、「理事に欠員が生じた場合もしくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第 28 条の規定による理事の選任が行われるまでの間は」を「地方本部長に欠員が生じた場合は」と改め、「この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことはできない。」を削除する。

附　則
この改正規定は、令和５年１１月２６日から施行する。(第 70 回理事会決定)
〔改正内容〕
「第 11 章　支部組織」の次に、次の一章を加え、「第 12 章　雑則」を「第 13 章　雑則」に、「第 45 条」を「第 46 条」に、「第 46 条」を「第 47 条」に、「第 48 条」を「第 48 条」に改める。
第 12 章　反社会的勢力の排除
（反社会的勢力の排除）
第 45 条　連盟は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）との関係を遮断し、連盟からの反社会的勢力の排除並びに連盟業務の健全な遂行を図らなくてはならない。
２　連盟は、反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針を策定し、これを遵守しなければならない。

附　則
この改正規則は、直ちに施行する（第 74 回理事会決定）
[改正内容」

第 32 条　事務局は、「専務理事の指揮のもとに」を「会長の指揮のもとに」変更する。
「会長は、会長が指定する専務理事、常務理事または事務局長にその指揮を代行させることができる。」を追加する。
第 37 条２(3) の「専務理事」を「専務理事（専務理事を置かないときは会長)」に改める。